

ビジネス変革応援事業補助金

(通称：ビジネス変革応援補助金)

補助事業実施の手引き

【問い合わせ先】

●補助金全般(手続き、提出書類に関する事等)について

ビジネス変革応援補助金事務局

(住所) 〒950-0082 新潟市中央区東万代町 1-30 新潟第一生命ビルディング 3 階
株式会社 JTB 新潟支店内

(電話番号) 0570 - 783736 (ナビダイヤル)

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

●事業計画、事業実施に関する課題等の相談について

最寄りの商工会又は商工会議所

※ 交付申請時に相談を行った商工会または商工会議所にお問い合わせください。

※ 県内の商工会・商工会議所の問い合わせ先等は、18～19 ページをご覧ください。

目次

留意事項	2
1 補助事業の基本的な流れ(事業開始から終了まで)	3
2 全体の注意事項	4
(1) 経費の支払方法について	4
(2) 県からの補助金の交付について	4
(3) 事業計画内容や経費の配分変更等について	4
(4) 取得財産等の処分について	5
3 補助金にかかる経費支出の流れ	5
(1) 各段階における経理関係の書類について	6
(2) 証拠書類の記載事項について	8
(3) 証拠書類の整理について	8
4 各経費の執行方法	10
(1) 補助対象経費について	10
(2) 補助対象経費区分ごとの説明及び必要証拠書類について	10
(3) その他	15
5 実績報告書の提出	16
(1) 記入方法	16
(2) 提出方法・提出先	16
(3) 提出部数	17
(4) 実績報告書等の様式について	17
6 商工会・商工会議所一覧	18

留意事項

1 この補助金は、米国関税措置・エネルギー・原材料価格高騰の影響を踏まえ、中小企業等が産業構造や経済社会活動の変化に対応するために行う事業再構築、DXや省人化・省力化等に関する前向きなチャレンジに対し、予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

2 補助事業にかかる経理事務は、適正な執行が必要です。

補助事業完了後、補助金使用経費にかかる総勘定元帳(勘定科目別取引の内容や残高を把握できる帳簿、会計帳簿)等の検査に入ることがあります。

原則として、補助事業完了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、補助対象外となります。

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。

法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還等の処分を受ける可能性があります。

また、補助事業者は、補助事業に係る帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間(令和13年3月31日まで)、県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

3 国及び県が助成する他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

目的が同一の事業に対して、この補助金以外に国や県の補助金等を併用することはできません。






市町村等の助成制度については、併用できる場合もありますので、事前に市町村等にご相談ください。

4 補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがありますので、その際は御協力をお願いします。(補助事業完了後のフォローアップ調査含む。)

アンケートに際してご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する場合があります。

また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

1 補助事業の基本的な流れ(事業開始から終了まで)

補助金交付決定 (交付決定通知書の郵送) 【県(補助金事務局) ⇒ 補助事業者】	申請の受付後、審査結果をもとに交付決定 ※ 事業期間内に補助事業を完了するため、交付決定を受けたら速やかに事業に着手(発注・契約等)するようお願いします。
	
補助事業の実施 【補助事業者】	事業計画の内容に沿って事業を実施してください。 ※ 事業内容に変更が生じる場合は、必ず事前に補助金事務局または最寄りの(交付申請時に相談を行った)商工会又は商工会議所へ相談してください。必要な手続きが行われていない場合、補助金の支払いができなくなることがあります。
	
補助事業の完了 【補助事業者】	<u>令和8年1月31日(土)までに補助事業を完了(補助対象経費の支払いまで含む)してください。</u> ※ 交付申請時の事業計画書に記載した実施予定期間内に事業が完了しないと見込まれる場合や、事業の遂行が困難な場合は、速やかに補助金事務局へ連絡してください。
	
実績報告書の提出 【補助事業者 ⇒ 県(補助金事務局)】	<提出期限> 事業を完了(補助対象経費の支払いまで含む)した日から起算して30日以内又は令和8年2月28日(土)のいずれか早い日まで <提出書類> ※詳細は5~14ページ参照 ・実績報告書(別記第10号様式) ・事業実績書(別記第11号の1~3様式) ※申請した事業区分に応じたもの ・収支実績書(別記第12号様式) ・取得財産等管理台帳(別記第13号様式) ※該当がある場合のみ ・経理関係提出書類チェックリスト ・見積書、発注書・契約書、納品書、請求書及び銀行振込の控えの写し等 ・購入した物品や実施事業の成果物の写真等 ・その他添付書類 ・補助金振込先の通帳等の写し
	
補助金の額の確定及び通知 【県(補助金事務局) ⇒ 補助事業者】	提出いただいた実績報告書等をもとに、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金額の確定を行い、郵送で通知します。
	
補助金の支払い 【県(補助金事務局) ⇒ 補助事業者】	補助金の額を確定した後、指定の口座に振り込みます。

2 全体の注意事項

(1) 経費の支払方法について

- 補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。補助金の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、1取引10万円超（税抜）の現金支払いは認められません。
 - ※ 1取引を分割で支払う場合でも当該取引全体で1取引となります。
 - ※ 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは対象外です。
 - ※ 申請者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- クレジットカード・電子マネーによる支払いは事業実施期間中に口座引落が確認できる場合のみ認められます。
 - ※ 分割払いやリボ払いを行ったときは、事業実施期間中に全ての支払い（口座引落）が終了した場合のみ認められます。
 - ※ 個人事業主の場合は代表者本人、法人の場合は法人カードに限ります（家族や従業員名義の個人カードによる支払いは認められません）。
- 決済は法定通貨でお願いします。
- 仮想通貨・クーポン・特典ポイント・金券・商品券等を利用した支払いは補助対象となりません。
- 支払いは、補助事業の実施期間終了日（令和8年1月31日（土））までに行ってください。
- 消費税及び銀行等口座振込手数料等は補助対象外となります（詳細は15～16ページ参照）。

(2) 県からの補助金の交付について

- 事業完了後、実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定し、精算払いを行います（本事業では、概算払いは一切認められません）。
- 補助金は経理上、収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります（詳細については、税務署にお問い合わせください）。

(3) 事業計画内容や経費の配分変更等について

- 交付決定を受けた後、事業内容の重要な部分に関する事項の変更をしようとする場合（※1）、または補助事業を中止（一時中断）、廃止（実施取りやめ）する場合は、下表の書類を提出することにより、事前に承認を得なければなりません。
 - ※ 「事業内容の重要な部分に関する事項の変更」に該当せず、計画変更承認申請が不要な場合であっても、交付決定時から購入物やその金額、購入先などが変更となった場合は、事業実績書（別記第11号の1～3様式）に変更した内容やその理由を記載してください。
- 事業内容等の変更が生じた場合でも、補助金の交付決定額を増額することはできません。

内容	提出書類
事業内容の重要な部分に関する事項の変更	●計画変更承認申請書（別記第7号様式） ●変更収支予算書（別記第8号様式） ●事業計画書（別記第2号の1、2または3様式）※申請した事業区分に応じたもの
事業の中止または廃止	●中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）

(※1) 「事業内容の重要な部分に関する事項の変更」として、以下のいずれかに該当する変更を行う場合は、計画変更承認申請書を提出し、事前に承認を受ける必要があります。

- ① 交付決定を受けた事業内容の目的達成に支障を来す恐れのある事業計画の変更
- ② 補助対象経費の各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超える経費の配分変更 (※2)

なお、上記のいずれにも該当しない変更（事業の目的達成に支障を来す恐れのない範囲の計画変更で、かつ各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超えない経費の配分変更）の場合は、計画変更承認申請は不要です。

(※2) 計画変更承認申請が必要となるのは「20パーセントを超える経費の配分変更」であって、特定の経費区分において20パーセントを超えて減額するのみの場合は（申請時の見積額よりも安く購入できたため「機械装置等費」が申請時と比較して半額程度となったが、その他の経費は申請時と同額の場合など）、計画変更承認申請は不要です。

(※3) 事業内容の変更が「重要な部分に関する事項の変更」に該当するか否か判断に迷った際は、補助金事務局へご相談ください。

- 上記に該当する可能性が発生した場合は、速やかに補助金事務局または最寄り（交付申請時に相談を行った）商工会又は商工会議所へ連絡してください。変更承認等の手続きを経ないで行われた事業に関しては、補助対象経費として認められず、補助金の支払いができなくなる場合がありますので、必ず事前にご連絡をお願いします。

(4) 取得財産等の処分について

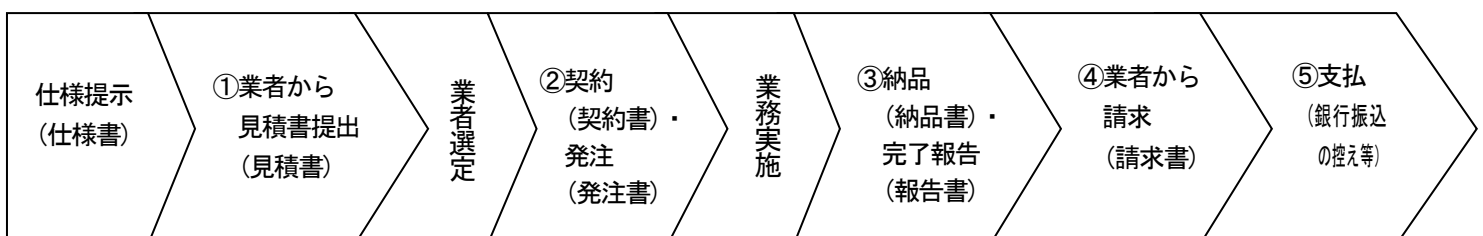
- 単価50万円（税抜）以上の機械装置等の購入、外注によるECサイトの作成や業務システムの開発、店舗改装による不動産の効用増加等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- 処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、「財産処分承認申請書（別記第15号様式）」により必ず知事へ申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。知事は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となります。

3 補助金にかかる経費支出の流れ

経費支出の流れと必要な証拠書類については、下記事例をご参考いただき、事例のような過程を経て、支出をするようにしてください。

また、流れにしたがって支出を行っていても、すべて電話等での口頭のやり取りで済ませていたのでは、証拠にはなりません。必ず、証拠を書類で残すようにしてください。

例) 業務委託・外注をする場合の流れ（番号は、以下の(1)①～⑤に対応）



(1) 各段階における経理関係の書類について

次の①～⑥に、段階ごとにどのような経理関係の書類が必要かを示していますので、参考にしてください。

※ 購入・契約した物品、サービス等について、①～⑥の各段階でそれぞれ1つ、例示してあるような経理関係書類の提出が必要です（不備・不足がある場合は、他の書類を追加で求める場合があります）。

※ 上記の流れによる経費支出や、下記の経理関係書類の取得が困難な場合、必ず事前に事務局に相談の上、適否を確認してください（不備等がある場合、補助金をお支払いできない場合があります）。

① 見積

購入・発注をする物品、サービスなどの内容や費用を事前に確認した書類

【例】 見積書、料金表、価格や内容が掲載されている商品などのホームページのプリントアウト 等

- ・ 1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上から見積もりをとり、より安価な発注先を選んでください。ただし、発注する事業内容の性質上、見積もりをとることが困難な場合（物品・サービスにより、例外的に1社しか取扱いがない場合等）は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（任意様式）をご提出ください。
- ・ 見積書及び相見積書については、具体的に購入する物品・発注する工事等の内容や金額の内訳が確認できるものとしてください（「一式」表記となっており、内容・金額の内訳が確認できないものは認められません）。
- ・ 中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2社以上からの相見積りが必須となります。

※ 交付申請時に見積書、相見積書、理由書をご提出いただいておりますが、事業内容の審査・経費内容の確認を円滑に行うため、事業内容に変更がない場合でも実績報告時に再度ご提出ください。

なお、例えば交付決定後に価格改定があったり、ECサイトからの購入のために値段が随時変動したりするため、交付申請時の見積額と実際の支払額が異なる場合は、実績報告の際に、交付申請時点ではなく購入時点での見積書や料金表、価格が確認できるホームページのプリントアウト等を提出してください。

② 発注・契約

物品やサービスなどを発注・契約したことが確認できる書類

【例】 発注書、契約書、発注日が確認できる注文時のファクシミリ・電子メール・注文履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です）、相手からの受注確認書 等

- ・ 事前着手届を提出した場合を除き、補助金の「交付決定通知書」受領後の発注・契約でないと補助対象として認められません。

※ 事前着手届を提出した場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。

事業そのものの採択は交付（不交付）決定通知によりお知らせするものであり、事前着手届の提出後に発注等をした場合であっても、交付申請の内容を審査した結果、補助対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- ・ 展示会等の出展については、出展申込みは交付決定前でも構いませんが、請求書の発行日や出展料等の支払日が交付決定日より前となる場合は補助対象となりません。

③ 納品・完了・検収

物品やサービスなどを受け取った、または完了したことが確認できる書類

【例】 納品書、完了報告書、完了確認書 等

- ・インターネット取引など納品書が発行されない場合は、購入履歴の画面をプリントアウトしたものや、購入物を受け取った際の配達記録・受取伝票などでも構いません（ただし、納品日・到着日の確認できるものに限ります）。

④ 請求

物品やサービスなどの代金を請求されたことが確認できる書類

【例】 請求書、請求日が確認できる請求時のファクシミリ・電子メール・請求履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です。） 等

- ・インターネット取引であって請求書が発行されず、また請求履歴も表示できない場合にあっては、「② 発注・契約」で提出を求めている「注文履歴のプリントアウト」で代替可能です。

⑤ 支払

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な書類

【例】 ○銀行振込の場合（以下のいずれかの書類が必要です）

振込金受取書、ATMの利用明細書、ネットバンキングの振込記録

○クレジットカードによる支払の場合（以下のすべての書類が必要です）

領収書またはお客様売上票、クレジットカード利用明細、預貯金通帳の該当引き落とし部分

○電子マネーによる支払の場合（以下のすべての書類が必要です）

領収書、電子マネーの支払履歴画面、登録情報画面

- ・銀行振込が原則です（支払い方法の詳細については、4ページ2（1）参照）。
- ・ネットバンキングの振込記録については、振込指定日に予定どおり振り込みが行われたことを確認するために、振込指定日の翌日以降に発行されたものを提出してください。
- ・海外の展示会への出展費用など、外国通貨で支払いを行ったものについては、支払日の為替レート（円相場）が確認できる資料も併せて提出してください。

⑥ その他

その他支出内容がわかる書類、補助事業に関する補足・証明資料（該当書類がなければ提出不要）

【例】 物品等の写真、提供を受けたサービスの内容が確認できる報告書、新事業について広報したことが確認できるもの（作成したチラシや、ホームページ・SNSの画面の写しなど）、新商品・新サービスに係るメニュー表・料金表、営業許可証や資格取得に関する証明書（補助事業を開始するにあたり必要となった場合）等

(2) 証拠書類の記載事項について

補助金に関して提出する証拠書類は、第三者が見ただけで内容がわかることが重要です。従って、書類ごとに必要な記載内容は異なりますが、(ア) 書類の発行日、(イ) 書類の宛名、(ウ) 書類の名称、(エ) 金額、(オ) 書類の説明（商品・契約の内容）、(カ) 書類の発行者等、といった項目が記載されたものをご用意ください。

【参考】

(ア) 令和〇年〇月〇日															
(イ) 〇〇株式会社 御中															
(ウ) 納品書															
(エ) 納品金額 ¥54,000 (税込み)															
(オ)	<table border="1"><thead><tr><th>品名</th><th>数量</th><th>単価</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>〇〇〇</td><td>1</td><td>54,000</td><td>54,000</td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	品名	数量	単価	金額	〇〇〇	1	54,000	54,000						
品名	数量	単価	金額												
〇〇〇	1	54,000	54,000												
※特に領収書が証拠書類として必要な場合、(イ) 書類の宛名や(オ) 書類の説明（但し書き）の記載漏れがないよう、また税込か税抜かわかるよう、気をつけてください。(オ) 書類の説明（但し書き）は「お品代」ではなく、具体的な購入品名を記載してください。			(カ) ××株式会社 (住所) (TEL)												

(3) 証拠書類の整理について

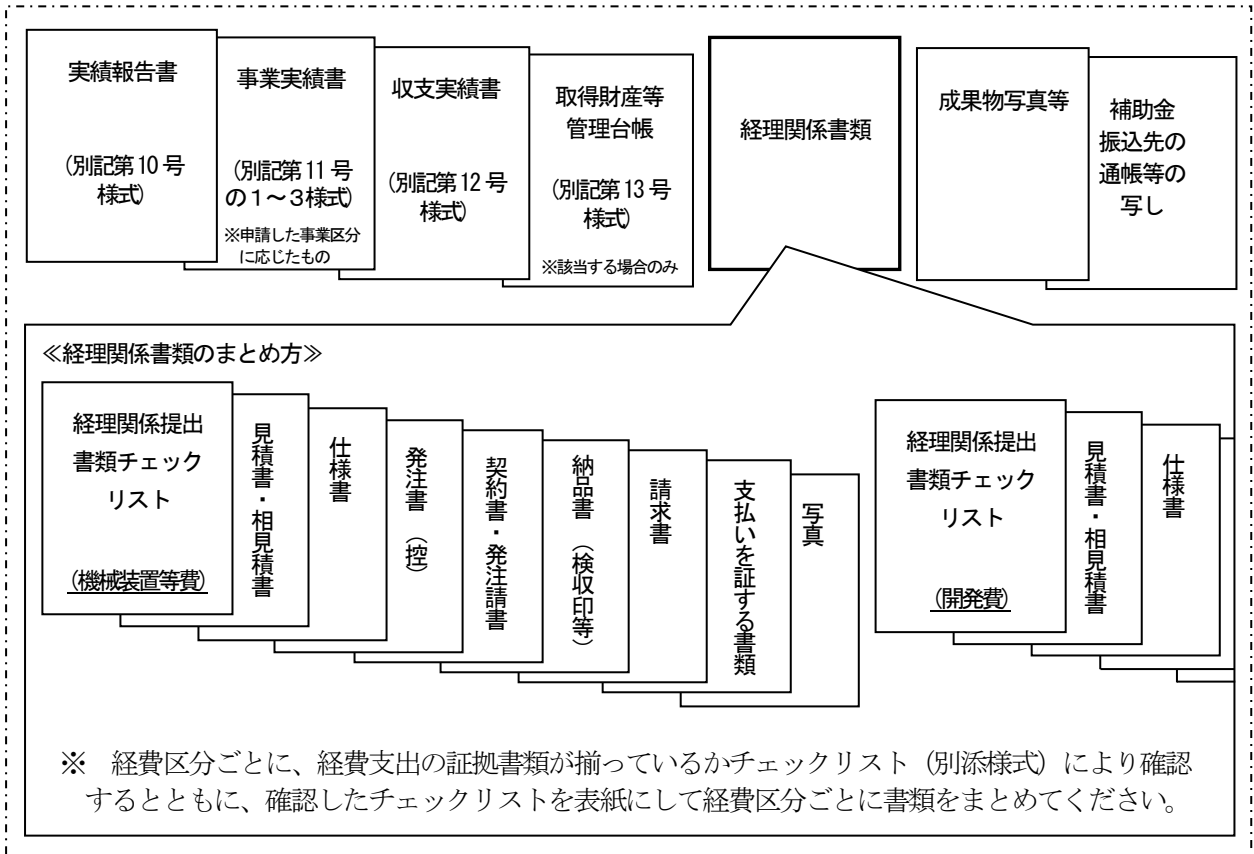
実績報告書とともに、経費支出の証拠書類を提出して、補助金の目的に沿って支出されているか確認を受け、補助金額を確定させた上で、補助金が支払われます。

したがって、確認が速やかにできるよう、下記の書類整理の方法を参考にして、必要書類を提出してください。

なお、提出する書類と同じ書類（原本）をお手元に保管していただき、県（補助金事務局）からの照会にはその書類を見ながら対応してください（提出する証拠書類については、全て控え（コピー）を提出してください）。

書類の整理は、経費区分（機械装置等費、開発費、展示会等出展費、広報費、外注費）ごとに、下記を参考に行うようお願いします。

【書類の整理例】



※ 別記第10～13号様式及び経理関係提出書類チェックリストについては、ビジネス変革応援補助金ホームページ（新潟県ホームページ）からダウンロードしてください。

- 用紙サイズはA4で統一してください。
（領収書等A4でない支出証拠書類はA4の用紙に貼り付けるなどして提出してください。）
- 提出書類は折らずに角2封筒に封入して郵送してください。
- 経費区分ごとにばらばらにならないようひとまとめにしてクリップでとめてください。
（並べ替え等が困難なのでホチキスは使用しないでください。）
- 書類の枚数が多い場合には、適宜クリアファイル等で経費ごとに証拠書類を整理してください。
（その場合はクリップ不要です。）
- 同じ業者からの書類について、他の経費と一緒に書かれている場合などは、コピーを取り、経費区分の番号ごとにそれぞれ添付してください。その際、該当する箇所にそれぞれマーカーを引くなど、わかりやすく示してください。
- 明瞭に読み取れるようにコピー、記入をしてください。
- 経費区分ごとに「経理関係提出書類チェックリスト（別添様式）」により提出書類に漏れが無い確認の上、チェックリストと経理関係書類を併せて提出してください（経費区分ごとにチェックリストを作成することになります）。

注意 補助事業終了後の実績報告時に、証拠書類が不備で支払いが確認できない場合は補助金のお支払いはできません。

4 各経費の執行方法

(1) 補助対象経費について

補助対象となる経費は、次の①～③の条件を満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 事業実施期間内（令和8年1月31日（土）まで）に支払が完了した経費
- ③ 証拠書類等（見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、成果物等）によって支払金額等が確認できる経費

※補助対象経費の範囲及び留意事項等については、申請要領を参照してください。

(2) 補助対象経費区分ごとの説明及び必要証拠書類について

補助対象経費区分ごとの必要証拠書類の例について、以下にまとめていますので、参考にし、書類をそろえて提出してください。必要な証拠書類等の①～⑥については、5～9ページの「3 補助金にかかる経費支出の流れ」に対応していますので、あわせてご確認ください。

※事業の実施状況等を確認するため、以下に記載のない書類の提出をお願いする場合があります。

【1】機械装置等費

実績報告等提出時に必要な書類（①～⑥は5～9ページ「3 補助金にかかる経費支出の流れ」に対応）

① 見積書

- ※ 1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上からの見積もりが必要。
- ※ 発注する事業内容の性質上、見積もりをとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（任意様式）を提出。
- ※ 中古品の購入については、金額に関わらず、すべて、2社以上からの相見積りが必須。
- ※ 交付申請時に見積書、相見積書、理由書を提出いただいているが、事業内容の審査・経費内容の確認を円滑に行うため、事業内容に変更がない場合でも実績報告時に再度提出すること。

② 発注書または契約書

③ 納品書

④ 請求書

⑤ 支払を証する書類

⑥ 機械装置等の写真等

- ※ 購入した機械装置等の写真または内容がわかる資料を必ず添付。
- ※ 「ビジネス変革応援補助金」という表示（シールの貼付など）が確認できる写真を提出すること。
- 単価50万円（税抜）以上の機械装置等を取得する場合は、「取得財産等管理台帳（別記第13号様式）」を提出すること。
- 中古品の購入は、単価50万円（税抜）未満のものについてのみ補助対象経費とすることができる。（購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費とならない。）
- 取得した機械装置は、当補助金により取得したものであることを補助事業終了後も明らかにしておくため、「ビジネス変革応援補助金」という表示（シール等）により、他の機械装置等と区別すること。

具体例 機械商社から機械を購入した場合に提出が必要な証拠書類

- ・機械商社からもらう見積書
- ・補助事業者が機械商社に送った発注書
- ・機械商社からもらう納品書
- ・機械商社からもらう請求書
- ・機械商社へ補助事業者が支払ったことが確認できる支払を証する書類
- ・購入した機械の写真（機械全体の写真、「ビジネス変革応援補助金」という表示箇所の写真）
- ・取得財産等管理台帳（別記第13号様式） ※50万円（税抜）以上の場合のみ

【2】開発費

実績報告等提出時に必要な書類（①～⑥は5～9ページ「3 補助金にかかる経費支出の流れ」に対応）

① 見積書

- ※ 1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上からの見積もりが必要。
- ※ 発注する事業内容の性質上、見積もりをとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（任意様式）を提出。

② 発注書または契約書

③ 納品書

④ 請求書

⑤ 支払を証する書類

⑥ 成果物（コピー、写真等でも可）

⑥ 受払簿（様式任意） ※ 原材料を購入した場合のみ必要

- 新製品デザインや業務システム等を50万円（税抜）以上の費用で開発する場合は、「取得財産等管理台帳（別記第13号様式）」を提出すること。

具体例 試作品開発のための原材料を、専門商社から購入した場合に提出が必要な証拠書類

- ・専門商社からもらう見積書
- ・補助事業者が専門商社に送った発注書
- ・専門商社からもらう納品書
- ・専門商社からもらう請求書
- ・専門商社へ補助事業者が支払ったことが確認できる支払を証する書類
- ・原材料受払簿
 - ※ 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とする。事業実施に際しては、受払簿を作成し、実績報告時に使用状況を報告すること（補助事業完了時点での未使用残存品に相当する価格は補助対象とならない）。
- ・原材料で試作品を開発した様子がわかる写真

【3】展示会等出展費

実績報告等提出時に必要な書類（①～⑥は5～9ページ「3 補助金にかかる経費支出の流れ」に対応）

① 見積書

※ 1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上からの見積もりが必要。

※ 発注する事業内容の性質上、見積もりをとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（任意様式）を提出。

② 出展申込・契約・発注書 ※ 発注行為が確認できる資料

④ 請求書

⑤ 支払を証する書類

⑥ 展示会等の出展要領・規約等

⑥ 出展記録（出展者リストまたは写真等）

●展示会等の出展については、出展申込み（②）は交付決定前でも構わないが、請求書の発行日（④）や出展料等の支払日（⑤）が交付決定日より前となる場合は補助対象とならない。

以下は、展示会にかかる会場までの旅費を対象とする場合に必要な書類

①③ 出張旅費明細書[兼出張報告書]（様式任意）

①④ 出張行程、旅費総額が確認できるもの

（料金表またはインターネットの経路検索結果等をプリントアウトしたもの）

⑤ 航空券の半券（無ければ搭乗証明書）及び領収書（航空機を利用した場合のみ）

※ eチケット控えは証拠として認められない。

⑤（従業員へ旅費の支払いがあった場合）銀行振込（明細）受領書または領収書

●口座引き落としの場合は銀行預金通帳の写し等を提出すること。

●旅行代理店等に依頼した場合でも、出張報告書の提出が必要。また航空券代を計上する場合には、航空券の半券（無ければ搭乗証明書）を提出すること。

具体例1 展示会出展料を計上する場合に提出が必要な証拠書類

- ・（料金の記載のある）展示会の案内チラシ ※ 見積書に相当する書類
- ・展示会申込書
- ・展示会開催者からもらう請求書
- ・展示会開催者へ補助事業者が支払ったことが確認できる支払を証する書類
- ・展示会出展要領・規約
 - ※ どのような展示会なのかわかる資料（上記案内チラシと兼ねられるものであればそれでも可）
- ・出展記録（出展者リストまたは写真等）
 - ※ 実際に補助事業者が展示会に参加したことがわかる資料（旅費を支出する場合、出張報告書と兼ねることも可）

具体例2 展示会に参加するために電車・飛行機に乗ったほか、展示会開催地周辺で宿泊した場合には提出が必要な証拠書類

- ・出張旅費明細書[兼出張報告書]
 - ※ 出張がどのような新しい販路開拓につながったのかを報告。
 - ※ 出張内容が適切でない場合は、補助対象とならない。
- ・インターネット路線検索画面・料金表（電車・飛行機・バス・船舶）
 - ※ 料金表と実際の支払料金が異なる場合には、その差異についての補足説明資料を提出。
- ・航空券の半券（なければ搭乗証明書）
 - ※ eチケットの控えでの代用は不可
- ・航空券の領収書
- ・宿泊施設の領収書
 - ※ 従業員が立て替えた場合には、上記書類のほか、従業員へ精算をしていることがわかる書類の提出が必要。

【4】広報費

実績報告等提出時に必要な書類（①～⑥は5～9ページ「3 補助金にかかる経費支出の流れ」に対応）

① 見積書

- ※ 1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上からの見積もりが必要。
- ※ 発注する事業内容の性質上、見積もりをとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（任意様式）を提出。

② 発注書または契約書

③ 納品書

④ 請求書

⑤ 支払を証する書類

⑥ 成果物（コピー、写真等でも可）

- ※ 補助事業者の事業計画に基づく商品・サービスの販路開拓等につながる広報であることが判明する成果物を提出（ウェブサイト（ECサイト等）。作成の成果物は画面をプリントアウトしたもの、またはデータを収めたCD-RもしくはDVD-R）。
- ※ 事業者名（申請者名）、サービス（宣伝文句）が確認できるものを提出。
- ※ 補助事業によりウェブサイトの改修（新商品に関するページの作成）やECサイトへの新規出店等を行う場合、実施前後を比較できるようにするため、事業実施前のサイトを確認できるもの（画面をプリントアウトしたものなど）も併せて提出すること。

⑥ 配布先リスト（様式任意）

- ※ 配布物の場合のみ配布先、枚数、配付日がわかる書類の提出が必要。ダイレクトメールなど、配付先が特定できる場合は、名簿（配布先名のみで可。住所・連絡先は不要）を提出。

- 自社ホームページを50万円（税抜）以上の費用で作成する場合は、「取得財産等管理台帳（別記第13号様式）」を提出すること。

具体例 印刷会社にチラシを発注（5万円、5,000枚）し、補助事業実施期間中に3,000枚を配布

した場合に提出が必要な証拠書類

- ・印刷会社からもらう見積書
- ・補助事業者が印刷会社に送った発注書
- ・印刷会社からもらう納品書
- ・印刷会社からもらう請求書
- ・印刷会社へ補助事業者が支払ったことが確認できる支払を証する書類
- ・作成したチラシ（1部）
- ・配布先リスト

※ なお、補助対象期間中に実際に配布した数量分のみが補助対象経費となる。

5,000枚のうち、3,000枚を配布した旨を実績として報告。

→ $5万円 \div 5,000枚 \times 3,000枚 = 3万円$ （税込の場合は、税抜に割り戻し）

【5】外注費

実績報告等提出時に必要な書類（①～⑥は5～9ページ「3 補助金にかかる経費支出の流れ」に対応）

① 見積書

※ 1件あたり100万円（税込）を超える取引については、2社以上からの見積もりが必要。

※ 発注する事業内容の性質上、見積もりをとることが困難な場合は、該当企業等を随意契約の対象とする理由書（任意様式）を提出。

② 契約書または発注書

③ 納品書または完了報告書

※ 外注先に依頼した業務が終了したことを示す資料

④ 請求書

⑤ 支払を証する書類

⑥ 成果物の写真等（外注業務の実施内容が確認できる資料（外注業務実施前後の写真等））

●店舗改装等において50万円（税抜）以上の外注工事を行う場合などは、「取得財産等管理台帳（別記第13号様式）」を提出すること。

具体例 店舗改装工事を工務店に依頼した場合に提出が必要な証拠書類

- ・工務店からもらう見積書
- ・補助事業者が工務店と取り交わした工事請負契約書または発注書
- ・工務店からもらう工事完了報告書
- ・工務店からもらう請求書
- ・工務店へ補助事業者が支払ったことが確認できる支払を証する書類
- ・工事前と工事後の様子がわかる写真
- ・取得財産等管理台帳（別記第13号様式） ※50万円（税抜）以上の場合のみ

(3) その他

○ 消費税等の取扱いについて

この補助金では消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）について、補助対象外となります。つきましては、補助金額は、消費税等を含まない形で報告をお願いします。

補助金額の精算は、消費税等抜きの数値となりますので、見積額や支払額が内税の場合は、下記に記載のように税抜き価格に割り戻して積算してください。

【例えば…税込価格49,677円の場合】

49,677（税込価格） \div 1.1 という計算をします。

答えは、 $49,677 \div 1.1 = 45,160.9090909\cdots$ となりますが、

小数点以下は切り捨てますので、本体価格は45,160円となります。

税込価格の49,677円から本体価格を引いて消費税を算出します。

税込価格	49,677円	➡	本体価格（対象経費）	45,160円
			消費税	4,517円

※小数点以下は切り捨ててください。

○ 値引きについて

値引き時の補助対象経費として計上できる税抜価格の算出例は以下のとおりです。

これらのようなケースの場合には、補助対象経費の算出根拠となる計算式等のメモを証拠書類に加筆してください。

例1) 請求書等において、消費税額計算前に値引きが記載されている場合、単純に値引き後の品代（税抜）が対象経費となる。

品代（税抜）11,000円に値引きが1,000円の場合、対象経費は、【 $11,000 - 1,000 = 10,000$ 円】

例2) 請求書等において、消費税額計算後に値引きがされている場合、値引き後の品代（税抜）が対象経費となる。

品代（税込）24,000円に値引きが2,000円の場合、
値引き後の品代（税込）は、【 $24,000 - 2,000 = 22,000$ 円】、
対象経費となる値引き後の品代（税抜）は、【 $22,000 \times 100/110 = 20,000$ 円】

例3) 値引きに対象外経費が含まれる場合、対象経費と対象外経費で按分した値引き額を計算し、対象経費から差し引く。

品代（税抜）250,000円（うち対象経費A：200,000円、対象外経費B：50,000円）に値引きが30,000円の場合、
対象経費Aの分の値引きは、【 $30,000 \times 200,000/250,000 = 24,000$ 円】、
値引き後の対象経費Aの品代（税抜）は、【 $200,000 - 24,000 = 176,000$ 円】

※ 物品の購入にあたり、本来支払うべき金額の一部または全部を、ポイント等を利用して支払った場合は、値引きと同様の取扱いとして、ポイント等の利用分は補助対象外となります。

○ 振込手数料について

入金の際に、別途、金融機関に対して支払った手数料は補助対象外です（代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等も同様に対象外）。

なお、「振込手数料は振込先負担」という取引条件のもと、請求金額から振込手数料を差し引いて振り込んでいるケースもあります。この場合は、請求金額（実際の振込額＋振込手数料）とすることができます。

ただし、例えば契約書や請求書等に「振込手数料は振込先負担」の旨が記載されていればわかりませんが、そのような記載がない場合、振込依頼書等に「振込手数料は取引先負担」である旨の追記が必要です（振込手数料が振込先負担なのか、単なる値引きなのか、判断がつかないため）。

○ 補助事業実施期間中での経費按分について

年間契約費用（機械リース、インターネットショッピングモールへの出店、広告、長期開催のオンライン展示会費用等）またはこれに類似する費用について、補助事業実施期間で生じ、かつ支払いが完了している経費が対象となります。

例) 令和7年12月1日から令和8年11月30日までの1年間（12カ月間）、120万円（税抜）の機械をリースし、事業計画に基づく事業を令和7年12月1日から令和8年1月20日に実施した場合、

① 1カ月分のリース費用を算出

$$1,200,000 \text{ 円} \div 12 \text{ カ月} = 100,000 \text{ 円}$$

② 1月分については、1日あたりのリース費用を算出

$$100,000 \text{ 円} \times 20/31 \text{ 日} = 64,516 \text{ 円（小数点以下切り捨て）}$$

① ②より、補助事業実施期間における対象経費は

$$100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ カ月（12月）} + 64,516 \text{ 円（1月）} = 164,516 \text{ 円}$$

※ ただし、令和8年1月31日までに支払いが完了している必要があります。

※ このようなケースの場合には、補助対象経費の算出根拠となる計算式等のメモを証拠書類に加筆してください。

5 実績報告書の提出

(1) 記入方法

県ホームページに掲載されている記載例を参考としてください。

(2) 提出方法・提出先

事業を完了（補助対象経費の支払いまで含む）した日から起算して30日以内又は令和8年2月28日（土）のいずれか早い日までに下記提出先へ郵送してください（来所での提出はお控えください）。

※ 実績報告書の提出がない場合は、補助金をお支払いできません。

「ビジネス変革応援補助金事務局」

〒950-0082 新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社 JTB 新潟支店内

電話番号：0570-783736

(3) 提出部数

1部（書類はファイルやフォルダに綴じずクリップ留めしてください。）

※ 原本は提出書類の控えとして手元で保管し、原本のコピーを補助金事務局に提出してください。

(4) 実績報告書等の様式について

実績報告に係る各種様式は、新潟県ホームページからダウンロードができます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sangyoseisaku/r7bizinesumoderusaikoutiku.html>

6 商工会・商工会議所一覧

【商工会】

商工会名	郵便番号	所在地	電話番号
関川村商工会	959-3265	岩船郡関川村下関110-2	0254-64-1341
荒川神林商工会	959-3134	村上市羽ヶ榎104-44	0254-62-3049
朝日商工会	958-0292	村上市岩沢5611番地	0254-72-1301
山北商工会	959-3907	村上市府屋219番地1	0254-77-2259
豊栄商工会	950-3321	新潟市北区葛塚3348番地	025-387-2264
阿賀野市商工会	959-2021	阿賀野市中央町2丁目12-5	0250-62-2047
しばた商工会	959-2323	新発田市乙次475番地3	0254-22-3925
聖籠町商工会	957-0117	北蒲原郡聖籠町諏訪山1640番地2	0254-27-2078
胎内市商工会	959-2642	胎内市新和町2番5号	0254-43-3624
新潟みなみ商工会	950-1217	新潟市南区白根1240番地3	025-373-4181
小須戸商工会	956-0101	新潟市秋葉区小須戸3611番地2	0250-38-2560
村松商工会	959-1705	五泉市村松乙245	0250-58-2201
新潟こうなん商工会	950-0208	新潟市江南区横越中央1丁目1番地5号	025-385-2773
阿賀町商工会	959-4402	東蒲原郡阿賀町津川3581番地1	0254-92-2494
弥彦村商工会	959-0323	西蒲原郡弥彦村弥彦2953番地	0256-94-2272
つばめ商工会	959-0232	燕市吉田東栄町14-12 燕市吉田産業会館	0256-93-2609
新潟にしかん商工会	953-0041	新潟市西蒲区巻甲2576番地3	0256-72-2026
西新潟商工会	950-1111	新潟市西区大野町3021	025-377-3155
栃尾商工会	940-0295	長岡市谷内2-5-9 栃尾秋葉門前商工プラザ とちパル2階	0258-52-4191
見附商工会	954-0053	見附市本町1丁目4番41号	0258-62-1365
田上町商工会	959-1503	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3072番地	0256-57-2291
三条市商工会	959-1153	三条市新堀2290番地	0256-45-3405
中之島町商工会	954-0124	長岡市中之島798-1	0258-66-5550
長岡南商工会	949-5406	長岡市浦715番地11	0258-92-2247
三島町商工会	940-2306	長岡市脇野町817番地9	0258-42-2504
長岡北商工会	940-2402	長岡市与板町与板甲134番地2	0258-72-2303
出雲崎町商工会	949-4305	三島郡出雲崎町羽黒町431-1	0258-78-2064
寺泊町商工会	940-2502	長岡市寺泊坂井町9769-31	0258-75-2474
魚沼市商工会	946-0011	魚沼市小出島1209番地11	025-792-2124
守門入広瀬商工会	946-0216	魚沼市須原520 魚沼市役所守門庁舎1階	025-797-2272
湯沢町商工会	949-6101	南魚沼郡湯沢町大字湯沢2882-8	025-784-2522
南魚沼商工会	949-6680	南魚沼市六日町76-4	025-772-2590
十日町市商工会	948-0144	十日町市水口沢71	025-768-2176
津南町商工会	949-8201	中魚沼郡津南町下船渡丁2920番地	025-765-2301
刈羽村商工会	945-0307	刈羽郡刈羽村刈羽111番地2	0257-45-2386
柏崎市商工会	949-4123	柏崎市西山町池浦877番地 柏崎市西山町いきいき館	0257-47-2086
大浦安商工会	942-0307	上越市浦川原区釜淵5番地 浦川原コミュニティプラザ4階	025-599-2206
柿崎商工会	949-3216	上越市柿崎区柿崎6090-1	025-536-2531
くびきの商工会	949-3111	上越市大潟区四ツ屋浜773	025-534-3211
妙高市商工会	949-2105	妙高市毛祝坂58-3	0255-86-2378
上越南商工会	944-0131	上越市板倉区針941	0255-78-2117
能生商工会	949-1352	糸魚川市大字能生1941番地7	025-566-2244
青海町商工会	949-0304	糸魚川市寺地2153番地	025-562-2352
両津商工会	952-0011	佐渡市両津夷43-1	0259-27-5128
相川商工会	952-1542	佐渡市相川塩屋町25番地3	0259-74-3236
佐和田商工会	952-1324	佐渡市中原328番地3	0259-52-3148
佐渡国仲商工会	952-0206	佐渡市畑野甲559-7	0259-66-2458
南佐渡商工会	952-0604	佐渡市小木町94番地	0259-86-2216

【商工会議所】

商工会議所名	郵便番号	所在地	電話番号
新潟商工会議所	950-8711	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル7階	025-290-4411
長岡商工会議所	940-0071	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3	0258-32-4500
上越商工会議所	943-8502	上越市新光町1丁目10番20号	025-525-1185
三条商工会議所	955-8603	三条市須頃1丁目20番地	0256-32-1311
柏崎商工会議所	945-0051	柏崎市東本町1丁目2-16 モーリエ2ビル4階	0257-22-3161
新発田商工会議所	957-8550	新発田市中央町4丁目10番10号	0254-22-2757
新津商工会議所	956-0864	新潟市秋葉区新津本町3丁目1番7号	0250-22-0121
小千谷商工会議所	947-8691	小千谷市本町2丁目1番5号	0258-81-1300
加茂商工会議所	959-1313	加茂市幸町2丁目2番4号	0256-52-1740
十日町商工会議所	948-0088	十日町市駅通り17番地	025-757-5111
村上商工会議所	958-0841	村上市小町4-10	0254-53-4257
燕商工会議所	959-1289	燕市東太田6856	0256-63-4116
糸魚川商工会議所	941-8601	糸魚川市寺町2-8-16	025-552-1225
新井商工会議所	944-0048	妙高市下町7-1	0255-72-2425
五泉商工会議所	959-1821	五泉市赤海 845 番地 1	0250-43-5551
亀田商工会議所	950-0125	新潟市江南区亀田新明町2-2-30	025-382-5111